

令和5年度第1回日進市ホテル等建築審査会 議事要旨

- 1 開催日時 令和5年5月8日(月)午後3時00分から
- 2 開催場所 日進市中央福祉センター2階多機能室
- 3 出席者
 委員：馬路充江、赤松智、大平悟、土川貴史、市来ちさ
 事務局：大橋大泉(都市整備部都市計画課長)、北井祐子(都市整備部都市計画課長補佐)、
 今井康太(都市計画課開発建築係長)、志知慈子(都市計画課開発建築係主任)
- 4 傍聴の可否・傍聴者の有無
 可(審議の中心となる議題については不可)・無
- 5 議題
 (1) 日進市ホテル等建築審査会について
 (2) 会長の選出について
 (3) 日進赤池箕ノ手土地区画整理地内におけるホテル建築について
 (4) その他
- 6 議事

事務局	開会(午後3時開始)
都市計画課長	(あいさつ)
事務局	本審査会における委員を配布名簿の記載順に紹介する。
委員	(順に各自あいさつ)
事務局	以上、5名の委員構成となる。事務局職員を紹介する。
事務局職員	(順に各自一礼)
事務局	本日の出席委員は5名である。 会議の開催について、委員総数の過半数に達しているため、日進市ホテル等の建築の規制に関する条例施行規則第9条第2項の規定に基づき、会の成立をあらかじめ確認する。 会議の公開について、非公開の発議があれば、日進市市民参加及び市民自治活動条例施行規則第16条第1項の規定に基づき議決を行う。
委員	議題(3)については、企業秘密やホテルの防犯に関する情報が含まれているため、公開することにより著しい支障が生じると考える。日進市市民参加及び市民自治活動条例施行規則第15条第1項第2号により非公開としてはどうか。
委員	公開というのは、この場での公開のみをいうのか。資料なども含めてのことか。傍聴がある場合、どうなるのか。
事務局	日進市市民参加及び市民自治活動条例第12条、第13条より、非公開と決定された部分については資料も含め非公開とし、傍聴人がいる場合は退席していただく。会議録についても、非公開情報を除いて公表する。
事務局	非公開の発議について、決議をとる。 (挙手確認)

事務局	<p>全員の賛成により、議題（３）のような本審査会の審議の中心となる議題については、非公開とする。議題（１）、議題（２）については、公開とする。</p> <p>（傍聴確認）</p>
事務局	<p>傍聴人なし。議事に入る。審査会の議長については、日進市ホテル等の建築の規制に関する条例施行規則第９条の規定により、「会長が議長となる」ものとされているが、会長が決定されるまでの間は、都市計画課長が代理として議長を務める。ご了承いただきたい。</p>
議長代理	<p>議題（１）日進市ホテル等建築審査会について、事務局より説明する。</p>
事務局	<p>それでは、本日の議題１について説明する。</p> <p>日進市ホテル等の建築の規制に関する条例第１条で、目的として「ホテル等の建築に係る構造、形態等に関する基準その他必要な事項を定めることにより、市民の善良な風俗及び清純な生活環境の保持並びに青少年の健全な育成に資すること」を規定している。</p> <p>第５条第１項で「建築主は、規則で定める行政上の手続を開始する前に、あらかじめ市長に申請をし、その同意を得なければならない。」ことを規定し、同条第２項で「市長は、前項の申請があったときは、第８条に規定する日進市ホテル等建築審査会の意見を聴かなければならない。」ことを規定している。</p> <p>第６条で「市長は、前条第１項の申請に係るホテル等が風俗関連営業施設等に該当すると認めるときは、同意をしないものとする。」ことを規定している。</p> <p>そして、第８条で「この条例の施行に関し必要な事項を調査又は審査するため、日進市ホテル等建築審査会を設置するものとする。」と規定している。</p> <p>これらの規定から、本審査会は、日進市ホテル等の建築の規制に関する条例に基づき建築の同意の申請が出されたホテル・旅館等が、いわゆるラブホテル等に該当するか否かを調査または審議することになる。</p> <p>日進市ホテル等の建築の規制に関する条例施行規則第４条で申請について規定しているが、その書類が「ホテル等建築同意申請書」であり、「議題（３）」の資料となる。</p> <p>第８条第１項で「本審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。」こと、第３項で「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。」ことを規定しているので、これらについては「議題（２）」で決める。</p> <p>また、第９条第３項で「議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。」と規定しているので、決することが必要な議題は、この規定を用い、決することになる。</p> <p>日進市ホテル等の建築の規制に関する条例に基づき市長が定める基準は、日進市ホテル等の建築の規制に関する条例第２条第５号の規定に基づき、ホテル等の構造等の基準を定めているものである。「議題（３）」で、この基準に沿っているか否かなどのご意見を伺うことになる。</p> <p>日進市ホテル等建築審査会運営規程は、本審査会の運営に関する事項を定めている。</p> <p>第４条第１項で「議事録の署名を、議長が指名した委員がすること」について規定しているので「議題（２）」で会長が決まったのち、議長となる会長に指名をお願いしたい。</p>

	<p>また、第2項で「議事録は、公開するものとする。ただし、発言した委員の氏名及び審査会が公開しない旨を議決した部分については、この限りでない。」ということ、第3項で「議事録の内容がプライバシーの保護の必要のある場合について、前項ただし書きを準用する。」ことを規定しているので、この対応については「議題（4）その他」で決めたい。</p>
議長代理	説明に質問はあるか。
委員一同	（意見なし）
議長代理	質問はないようなので、次の議題に移る。議題（2）会長の選出について、立候補または推薦はないか。
委員	審議の内容が建築に関するものであるため、建築士の方を会長に推薦したい。会全体を総括できる方に会長をお願いするのが良いと思うため、日進建築士グループの会長を務めている赤松委員を推薦する。
議長代理	赤松委員の推薦があったが、他にあるか。
	（意見なし）
議長代理	他にないため、赤松委員を会長とすることで良いと思う方は、挙手を願う。
	（挙手確認）
議長代理	全員賛成により、赤松委員に会長をお願いする。あいさつ、会長の職務代理者と議事録署名者の選出をお願いしたい。以後の議事進行は、会長をお願いする。
議長	（あいさつ）
	<p>本委員会は、個別のホテル等の建築計画について議論していくと聞いているため、法務全般の専門家の弁護士の馬路委員に会長の職務代理はお願いする。また、議事録署名者は、議長である私と大平委員、土川委員をお願いする。</p> <p>では、議題（3）日進赤池箕ノ手土地区画整理地内におけるホテル建築について、事務局より説明をお願いする。</p> <p>－非公開－</p>
議長	他に意見がなければ、本審査会での意見をまとめるための採決をとる。日進市ホテル等の建築の規制に関する条例に基づき、建築の同意の申請が、「条例の目的に合致した施設である」との意見でまとめて賛成の方は挙手をお願いしたい。
	（挙手確認）
議長	<p>全員賛成により、この意見でまとめ、市長に報告する。</p> <p>続いて、議題（4）その他に移る。議題（1）で説明のあった議事録の発言委員の氏名について、事務局が所管する他の審議会と同じ対応にすべきかと考える。</p>

事務局	事務局で所管する他の審議会の状況を教えてほしい。
議長	<p>日進市都市計画審議会、日進市空家等対策協議会などを所管しているが、発言委員の氏名は載せていない。</p> <p>今の事務局の説明から、本審査会も発言委員の氏名は載せないことにしたい。賛成する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手確認)</p>
議長	<p>全員賛成のため、発言委員の氏名は議事録に載せないこととする。</p>
議長	<p>続いて、「審査会が公開しない旨を議決した部分」や「議事録の内容がプライバシーの保護の必要のある部分」について、議題（3）までに審査会が公開しない旨を議決した部分はないが、事務局説明や資料に配慮が必要と考える。事務局説明については「議事録署名者に一任」、資料については「事務局に一任」が適切と考える。また、今回の会議に関し、会議終了後に必要となる審査や対応については「会長に一任」していただきたいと考える。これらについて賛成する方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手確認)</p>
議長	<p>全員賛成のため、先ほど説明したとおりとする。</p> <p>その他、ご意見などあるか。</p> <p>(意見確認)</p> <p>特にないため、以上をもって本日の会議を終了する。</p> <p style="text-align: right;">< 終了 ></p>